

千環審第35号  
平成23年3月23日

千葉県環境審議会  
大気環境部会長 安達 元明 様

千葉県環境審議会  
会長 田畑 貞寿



審議事項の部会への付議について

平成23年3月16日付け大第1280号で知事から諮問の  
あった下記事項について、千葉県環境審議会運営規程第5条の規定  
により、貴部会に付議しますのでよろしくご審議願います。

記

光化学スモッグ発令地域の拡大について



大 第 1 2 8 0 号

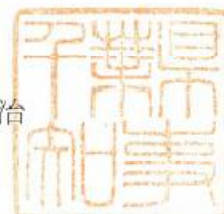
千葉県環境審議会 様

光化学スモッグ発令地域の拡大について（諮問）

光化学オキシダントの高濃度の広域化による県民の健康や生活環境に係る被害を未然に防止するため、光化学スモッグ発令地域を県全域とすることについて、諮問します。

平成23年3月16日

千葉県知事 鈴木 栄治



（諮問理由）

光化学スモッグについては、昭和46年度に「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」を制定し、現在25市5町を「発令地域」と定め、健康被害と生活環境に係る被害の未然防止に努めているところである。

しかし、全国的に光化学スモッグの広域化が問題となっており、本県においても、外房、南房総地域でオキシダント濃度が注意報発令基準以上となっている事例が見受けられることから、発令地域を県全域にする必要がある。